

京都市告示第 219 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき令和 2 年 11 月 10 日付で認可した桃山南大島町自治会、平成 8 年 2 月 19 日付で認可した清水新道町内会について変更の届出があったため、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 6 年 6 月 11 日

京都市長 松井 孝治

1 桃山南大島町自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	長谷川 善英	末弘 竜史
代表者の住所 及び所在地	京都市伏見区桃山南大島町 64 番地 10	京都市伏見区桃山南大島町 101 番地 22

2 清水新道町内会

氏名	住所及び所在地	期間
橋本 文夫	京都市東山区五条橋東六丁目 539 番地の 10	平成 14 年 4 月 12 日から 平成 22 年 4 月 14 日まで
小西 美穂	京都市東山区五条橋東六丁目 583 番地の 53	平成 22 年 4 月 15 日から 平成 23 年 4 月 16 日まで
福岡 洋子	京都市東山区五条橋東六丁目 540 番地の 15	平成 23 年 4 月 17 日から 平成 24 年 4 月 14 日まで
杉田 貴美子	京都市東山区五条橋東六丁目 546 番地の 25	平成 24 年 4 月 15 日から 平成 25 年 4 月 13 日まで
橋本 文夫	京都市東山区五条橋東六丁目 539 番地の 10	平成 25 年 4 月 14 日から 平成 26 年 4 月 12 日まで
金澤 盛一	京都市東山区五条橋東六丁目 546 番地の 2	平成 26 年 4 月 13 日から 平成 27 年 4 月 11 日まで
鉄本 義信	京都市東山区五条橋東六丁目 540 番地の 14	平成 27 年 4 月 12 日から 平成 28 年 4 月 12 日まで

氏名	住所及び所在地	期間
門奈 祐介	京都市東山区五条橋東六丁目 538番地の25	平成28年4月13日から 平成29年4月11日まで
上林 弘和	京都市東山区五条橋東六丁目 583番地の82	平成29年4月12日から 平成30年4月15日まで
山田 悦央	京都市東山区五条橋東六丁目 539番地の26	平成30年4月16日から 平成31年4月12日まで
西尾 昭次	京都市東山区五条橋東六丁目 583番地の120	平成31年4月13日から 令和2年4月11日まで
橋本 文夫	京都市東山区五条橋東六丁目 539番地の10	令和2年4月12日から 令和3年4月10日まで
鉄本 義信	京都市東山区五条橋東六丁目 540番地の14	令和3年4月11日から 令和4年4月16日まで
滝口 晃平	京都市東山区五条橋東六丁目 583番地の72	令和4年4月17日から 令和5年4月15日まで
松村 和都	京都市東山区五条橋東六丁目 583番地の75	令和5年4月16日から 令和6年4月20日まで
橋本 文夫	京都市東山区五条橋東六丁目 539番地の10	令和6年4月21日から

(文化市民局地域自治推進室)